安心して県立を選ぼう！

中学生の保護者・関係者のみなさまへ

県立学校では、障がいのある生徒とない生徒が共に学び共に育つ

「インクルーシブ教育」を進めています

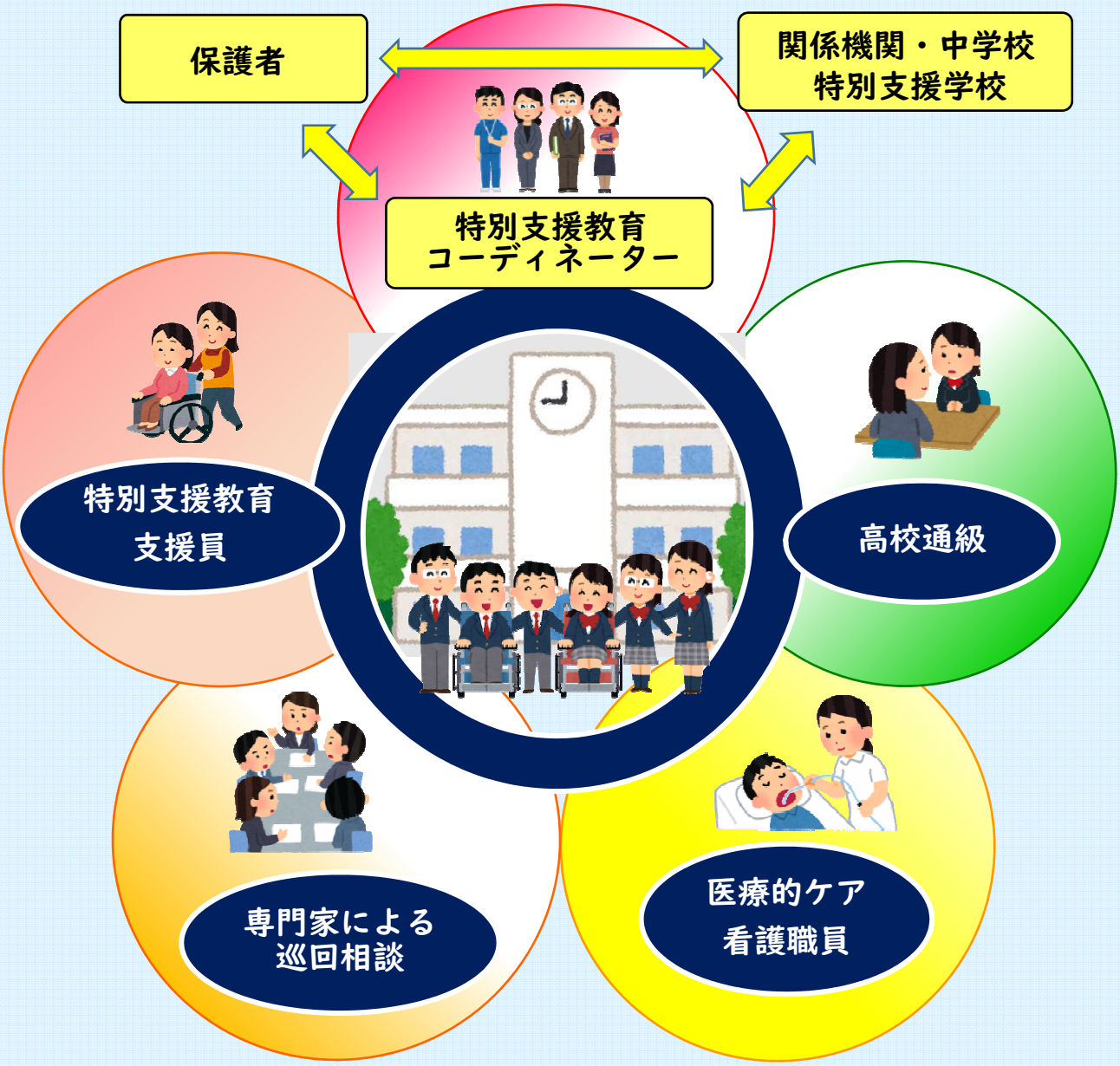

県立学校では、合理的配慮の提供などにより「インクルーシブ教育システム」の構築を推進しています。配慮が必要な場合など、気になることは、進学を希望する県立学校に早めに相談してください。

※ 合理的配慮とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるように、学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことです。一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、保護者等と合意形成を図った上で、教育委員会や学校の負担が重すぎない範囲で提供します。

Q.特別な支援を要する生徒に対する支援はどのような形で行われますか。

県立学校では、特別支援教育に関する「校内委員会」の設置や「特別支援教育コーディネーター」の指名などの体制が整備され、特別な支援を要する生徒に対する適切な指導や必要な支援が組織として行われています。

Q.高校通級では、どのようなことをするのですか。

県立高等学校や中等教育学校の後期課程に在籍する発達障がいのある生徒を対象に、拠点校等で「通級による指導」を実施しています。放課後等に拠点校等に通い、学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目指した「自立活動」に相当する指導を受けることができます。

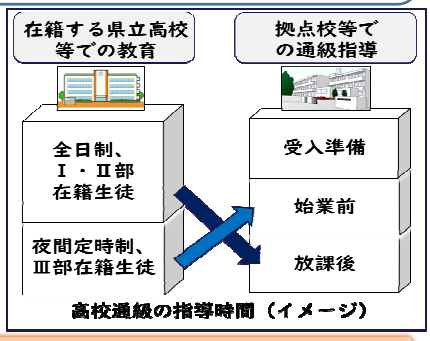

高校通級の指導時間（イメージ）

Q.医療的ケアとは、どのようなものですか。

「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・導尿等の医療行為を指します。県立学校では、必要に応じて「医療的ケア」を行う看護職員を配置しています。

Q.特別支援教育支援員とは何ですか。

小・中学校から引継いだ情報等を基に、障がいなどにより常時支援が必要な生徒に対して、授業時の移動の介助などの合理的配慮を提供するため、特別支援教育支援員を配置しています。保護者の申出を受けて学校が申請を行い、県教育委員会が配置を決定します。

Q.専門家による巡回相談とは何ですか。

高等学校等の要請に応じて医師や臨床心理士、特別支援学校教諭等で編成した巡回相談チームを派遣し、専門家による助言を行っています。

情報保障について

合理的配慮の一つとして情報保障（注1）があります。**「見えにくい」、「聞こえにくい」などの理由で、必要な情報を十分に得ることが難しい場合は、学校にご相談ください。（注2）**

（情報保障の例）
・教室での座席の位置を配慮　・文字の拡大　・ICT機器の活用　・補聴援助システム使用への協力　など

（注1）情報保障とは、障がいのある人が、可能な限り、障がいの種類・程度に応じて情報の取得、利用に係る手段を選択できるようにすること、障がいのない人と同一の内容の情報を同一時点において取得できるようにすること、などをいいます。
（注2）情報保障（合理的配慮の提供）の内容は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ、学校の体制、財政面などを考慮し、本人、保護者等と合意形成を図った上で決定・提供されます。

情報保障（合理的配慮の提供）の具体例や相談体制の整備及び必要な取組などを福岡県のHP「学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」に掲載しています。右の2次元コードをご覧ください。

福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課　TEL：092-643-3914

福岡県教育委員会